

- (イ) 企業用資産の取得、管理及び処分については議会の個別議決は必要ないが、特に重要な資産の取得及び処分については、予算で定めなければならないとしている。
- (ロ) 行政財産の目的外使用に係る使用料については、条例で定めることを要せず、管理者が定めることができることとしている。
- (ハ) 官公庁会計では、土地を貸し付ける場合を一定の場合に限定している（地方自治法第 238 条の 4）のに対し、地方公営企業の場合は、企業の経済性を発揮する観点から、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合には、幅広く貸し付けが認められている。

⑥その他

- (イ) 料金原価の一部を構成する資本費については、非法適企業の場合、地方債元利償還額及び地方債取扱諸費等の合計額である。一方、法適用後においては地方債元金償還額が減価償却費に置き換わり、減価償却費、地方債等支払利息及び地方債取扱諸費等の合計額となる。このことにより、回収すべき資本費を資産の減耗と整合して整理することができ、地方債償還に関係なく適切な使用料原価が算定できるようになる。³
- (ロ) 官公庁会計では、繰越明許費⁴は予算に計上し議会の議決を要する（地方自治法第 213 条、第 215 条）。一方、法適用企業では、建設改良費を翌年度に繰越して使用する場合でも議会の議決を必要とせず、管理者は団体の長に繰越額の使用に関する計画（繰越計算書）について報告を行い、報告を受けた団体の長は次の議会においてその旨を報告しなければならない（地方公営企業法第 26 条）。この報告は、翌年度予算の成立と同一の効果を有する。
- (ハ) 地方公共団体の特別会計は一般会計と区別され、消費税等の納税主体となる（消費税第 60 条）。法適用企業では、不課税収入である一般会計からの繰入金⁵は、収益的収支（3 条予算）に「補助金」として繰り入れるものと資本的収支（4 条予算）に「出資金」として繰り入れるものに区分されることになる。当該「出資金」は、消費税法上、自己資本金として処理され、「特定収入」（消費税法施行令第 75 条 1 項第 6 号）に該当しない収入となる。非法適企業では、当該「出資金」という概念がないため、一般会計からの繰入金のうち、収入の用途を明らかにしない

³ 地方債の償還期間は必ずしもそれを財源として取得した固定資産の耐用年数と一致しない。更新投資の時期は基本的に耐用年数経過時点であるから、固定資産の価値の減少である減価償却費を基準とすることで、将来の更新投資に対する負担を適切に各年度の原価に反映させることができる。

⁴ 歳出予算のうち経費の性質上又は予算成立後の事情によって年度内に支出が終わらないと見込まれるものを、予算計上し議会の議決を得ておいて翌年度に繰越して支出できるようにしたもの。予算はその会計年度内に支出するのが原則である（単年度主義）が、やむをえない理由がある場合は繰越支出が認められている。

⁵ 地方公営企業は原則として独立採算の原則に基づき、効率的な運営を行うことが求められているが、①その性質上地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、②その他地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、政令で定めることにより、地方公営企業の経営状況にかかわらず、一般会計から資金を繰り入れることができる（地方公営企業法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号）。

ものは特定収入として取り扱われる。

したがって、法適化に伴い、従来は「特定収入」として処理していた一般会計からの繰入金のうち4条予算で「出資金」として繰り入れる金額が発生する場合は、その分控除対象仕入税額が減少し、消費税額も減少することになる。

また、一般会計から「補助金」として繰出し、公営企業側で収益として処理した場合でも当該補助金の使途を減価償却費（特定支出）に充当する旨特定することができる。

地方公営企業法第20条（計理の方法）の規定を受ける公営企業が一般会計等から減価償却費を対象とする補助金を収受する場合の当該補助金は、『国、地方公共団体等の仕入に係る消費税額の特例』（地方税法施行令第75条）に規定する特定支出のためにのみ使用することとされている収入（特定収入以外）に該当するものとして取り扱われる（消費税基本通達16-2-4）。

したがって、法適用後、一般会計からの繰入金のうち3条予算で「補助金」として繰り入れたものに関しても、その使途を減価償却費に充当することとした部分について控除対象仕入税額が減少し、消費税額も減少することになる。⁶

（4）「経営戦略」との関連性

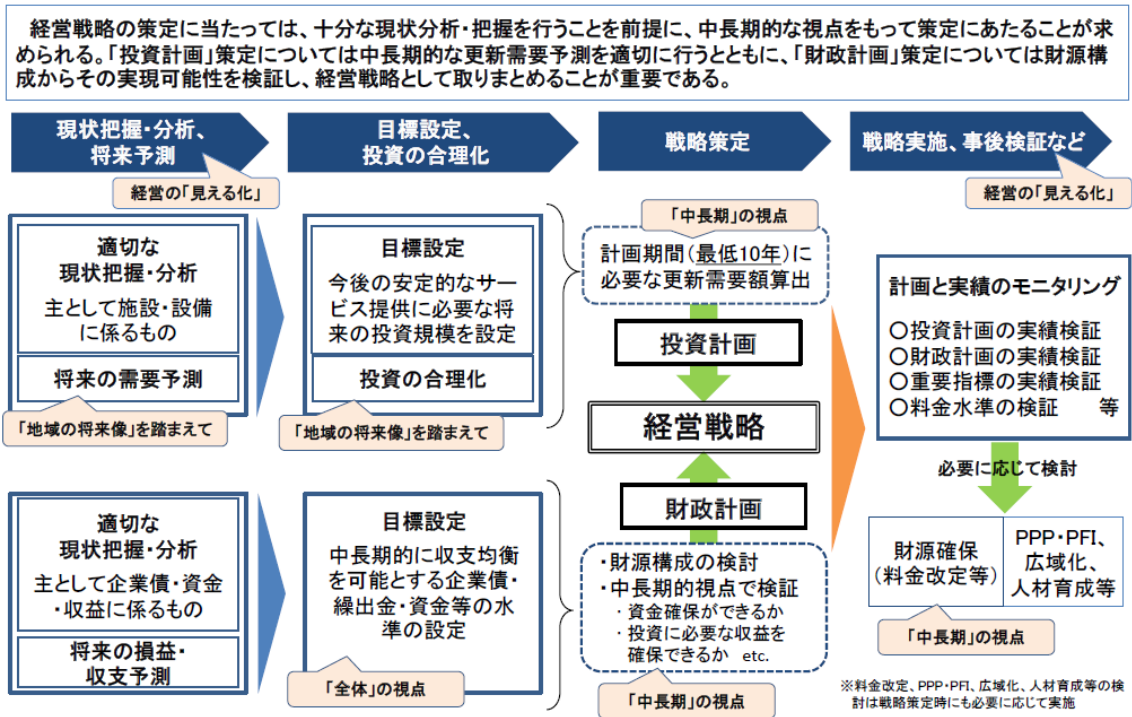
現在、公営企業の経営環境が厳しさを増しつつあることから、公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を、将来にわたり安定的に継続するために、中長期的な経営計画である「経営戦略」に基づく経営基盤強化等に取り組むことが必要であるとされた（「経営戦略」の策定推進について（平成28年1月26日総財公第10号、総財第2号、総財準第4号、総務省自治財政局公営企業課長、同企業経営室長、同準公営企業室長））。

また、平成32年度までの「経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定第3章））では、公営企業について、地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、「経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。」こととされ、更に、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）では、その改革の成果を測る指標として、「収支赤字事業数」の減少や「経営戦略」の策定率が設定された。

このような状況を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を支援するため、総務省は、「経営戦略策定ガイドライン」を取りまとめるとともに、「経営戦略」の策定に要する経費等に地方財政措置を講ずることにより、各地方公共

⁶ 国、地方公共団体においては市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、補助金等の対価性のない収入を財源としている実態がある。このような収入によって賄われる課税仕入等は、課税売上コストを構成せず、最終消費的な性質を有するものと解される。そこで、国や地方公共団体については通常の方法により計算される仕入控除税額について、補助金等の対価性のない収入のうち、特定収入とされる収入により賄われる課税仕入に係る税額は、税額控除の対象から除外される。したがって、特定収入が減少すれば税額控除の対象から除外される仕入控除税額が減少し（税額控除が増加し）、その影響で消費税額が減少するのである。

団体に対し、「経営戦略」の策定に適切に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化に努めるよう要請している（公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について（平成27年1月27日総務省自治財政局長））。



（出典：「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」（平成26年3月））

「経営戦略」を「策定済」の事業は2,911（全体の41.1%）、「平成29年度に策定予定」の事業は632（全体の9.4%）及び「平成30年度から平成32年度までに策定予定」は1,909（全体の28.2%）となっており、平成32年度までに策定済又は策定予定の事業の割合は80.7%となっている。

「経営戦略」（「投資・財政計画」を含む）の基本的な考え方は、主として以下のとおりである。

- ①事業サービスを安定的・持続的に行う必要があることから、計画期間は10年以上の合理的な期間を基本とする。
- ②「収支均衡」（「純損益」（法適用企業）又は「実質収支」（法非適用企業）が黒字であること）事業・サービスの提供を安定的に継続するために必要な施設・設備に対する投資を適切に見込んだ上で安定継続的に黒字となる必要性がある。
- ③実現可能な方策により「収支均衡」を図ること。現時点で反映可能な経営健全化や財源確保に係る取組を踏まえて将来の投資及び財源の試算を行い、その上で、将来の料金収入の減

少、更新需要の増大を見据えた料金水準の適正化、広域化やさらなる民間活用を反映した投資のあり方の見直し等を複合的に検討し、具体的なシミュレーションを行う必要がある。

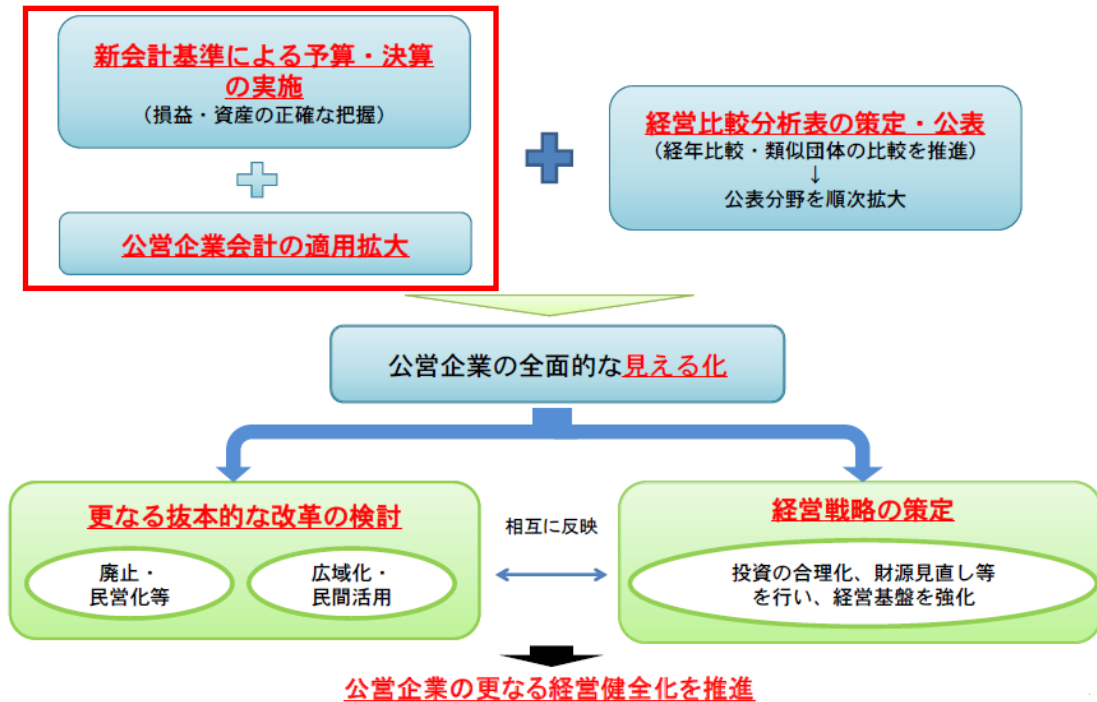
④「収支ギャップ」解消に向けた取組の方向性を策定する。「収支均衡」が達成されていない場合、当該赤字部分を「収支ギャップ」と呼ぶが、この「収支ギャップ」を料金水準の適正化及び投資の合理化等により解消することが求められる。短期間で解消しえない場合であっても、少なくとも「収支ギャップ」の解消に向けた取組の方向性や検討態勢・スケジュールを策定し、長期的に収支改善を図っていくことが必要である。

⑤住民・議会への説明が可能なものであること。個々の団体・事業は、自らが採用した将来予測方法の理由や収支ギャップの解消の方向性について、住民・議会に対して説明できなければならない。

⑥独立採算制の基本原則に留意する。公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることや、「経営戦略」の目的が将来にわたり安定的に必要な住民サービスの提供を維持することにあるから、料金（経費）回収率の向上、一般会計等からの繰入金の適正化、累積欠損金の解消、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に定める「資金不足比率」の改善等について留意する必要がある。

⑦PDCAサイクルに基づく年度の進捗管理（モニタリング）と3～5年ごとの見直し（ローリング）、その結果の住民・議会への公開等が必要とされる。

公営企業の更なる改革への取組



(出典：「下水道事業の経営改革の推進について」(総務省自治財政局公営企業課)を監査人が加工)

上記の図は、公営企業における経営改革への取組のフレームワークを示しているものであるが、「経営戦略」では、企業会計ベースの予算・決算に基づく損益及び資産の適正な把握（図の左上の囲った箇所）による公営企業経営の「見える化」に基づいて策定されることを想定しており、公営企業の更なる経営健全化を推進する観点から、法適化し、公営企業会計を導入することが求められているのである。

(5) 「ストックマネジメント」との関連性

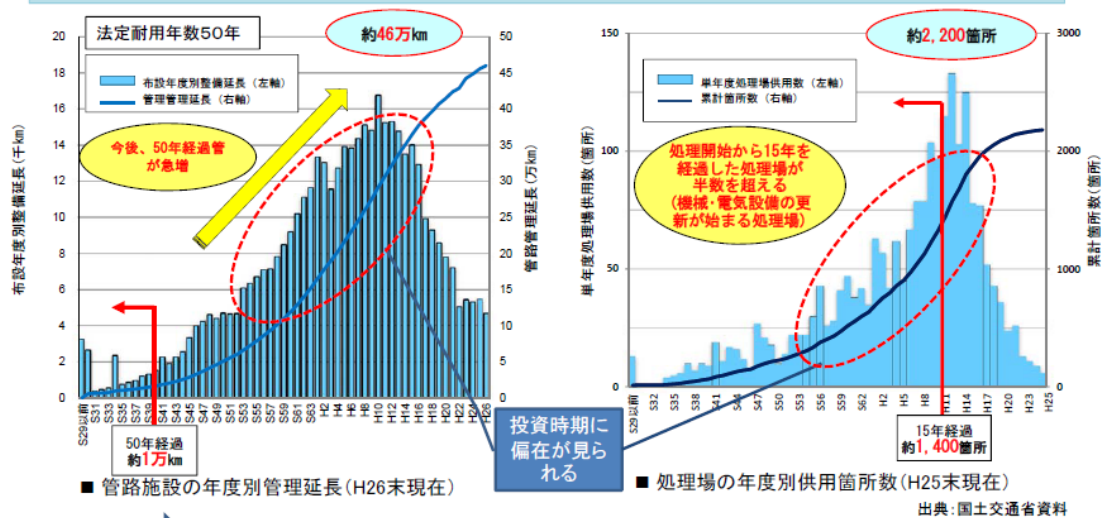
下水道ストックは、昭和40年代から平成10年代に集中的に整備され、今後急速に老朽化による更新が必要な時期に入ることが見込まれる。その一方で、本格的な人口減少社会の到来による使用料収入の減少により、地方公共団体の財政状況はひっ迫化しており、投資余力が減退の方向にある。以上のことから、下水道施設のライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持・修繕及び改築を行い、良質な下水道サービスを持続的に提供することが重要である。

このような背景のもと、平成20年度には「下水道長寿命化支援制度」を創設し、従来の改築に加え長寿命化対策を加えた計画的な改築を推進している。また、平成27年度の改正下水道法においては、維持修繕基準を創設するとともに、事業計画について、維持・修繕及び改築に関する内容を含めたものへと拡充した。これを踏まえ、予算制約のもと、増大する

改築需要に対応すべく、施設全体の管理を最適化するストックマネジメントの手法を定め、各下水道管理者が維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施することが求められている。

下水道ストックの老朽化への対応

- 管路延長は約46万km、処理場数は約2,200箇所など下水道ストックが増大。
- 年数とともに老朽化が着実に進行し、今後、改築需要のピークを迎える。



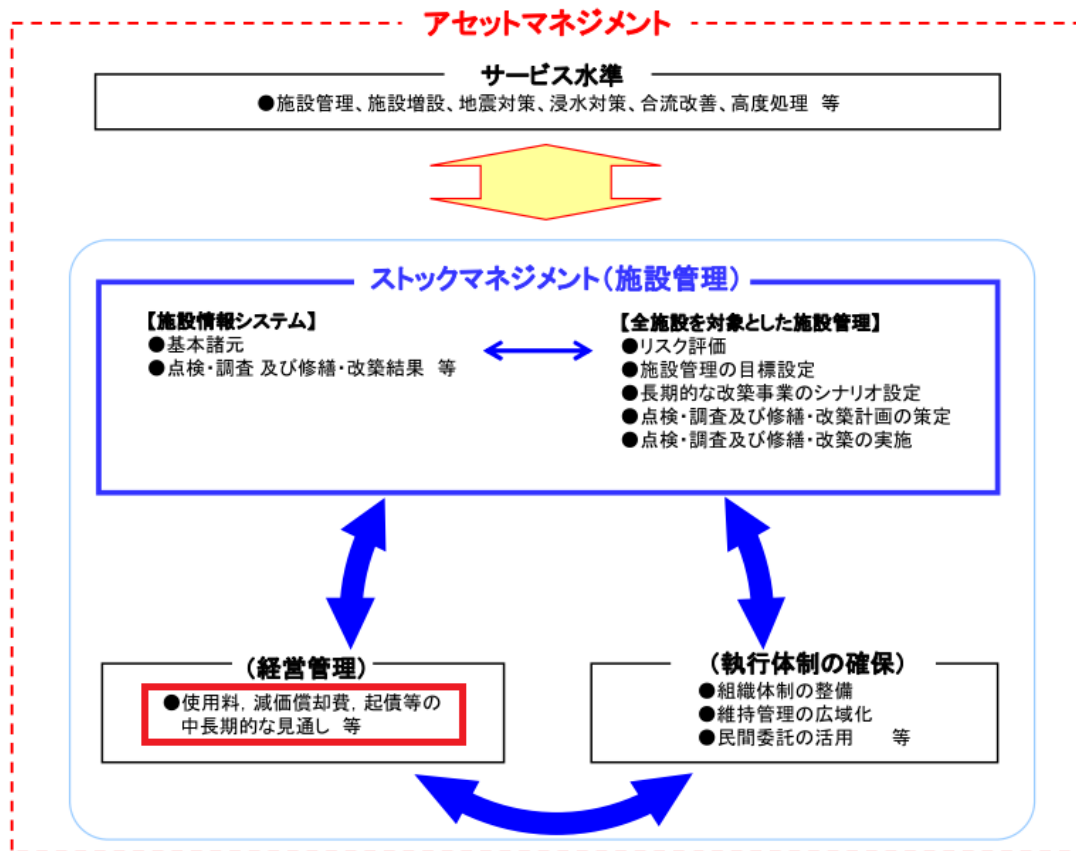
更新需要の増大への対応策

将来の更新需要が新設当時と比較し、増大することが見込まれる場合に、**実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分)を、資産維持費として使用料対象経費へ位置付け。**

(出典:「下水道事業の経営改革の推進について」(総務省自治財政局公営企業課))

さらに、下水道事業を持続的に運営していくためには、施設管理に必要な経営管理、執行体制の確保を含めた「アセットマネジメント」の考え方が必要となるといわれている。

「アセット」とは、ストックマネジメントで対象とする施設資産のほか、資金、人材、情報等を指す。社会資本の「アセットマネジメント」を下水道事業にあてはめれば、社会ニーズに対応した下水道事業の役割を踏まえ、下水道施設(資産)に対し、施設管理に必要な費用、人員を投入(経営管理、執行体制の確保)し、良好な下水道サービスを持続的に提供するための事業運営と位置付けられる(下水道ストックマネジメント実施に関するガイドライン(国土交通省水管理・国土保全局下水道部、国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部))。



(出典：「下水道ストックマネジメント実施に関するガイドライン」

(国土交通省水管理・国土保全局下水道部、国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部)を監査人が加工)

上記の図にあるとおり、「ストックマネジメント」では、経営管理の中で改築や更新投資、修繕や管理コスト、並びにそれらの財源に係る過去・現在・将来の情報（図の左下（経営管理）の箇所）を適切に入手・把握することが必要であり、これらの情報の十分性・適切性を高める上で、法適化し、公営企業会計を導入することが求められているのである。

流域下水道事業における現状の「経営戦略」の策定方針は、以下のとおりである。

①「ストックマネジメント」との連携

施設の長寿命化、設備の一層の省力化や資源の更なる有効活用等コスト削減策を検討する。

②市町負担金原価の見直しによる流域関連市町の平準化・安定化

平成32年度からの市町負担金は、施設の再構築のための費用を負担金算定原価に加算し、その額を流域下水道会計に老朽化対策のために積み立てを行い、後年度の負担金単価の極端な上昇の抑制を図る施策を検討する。

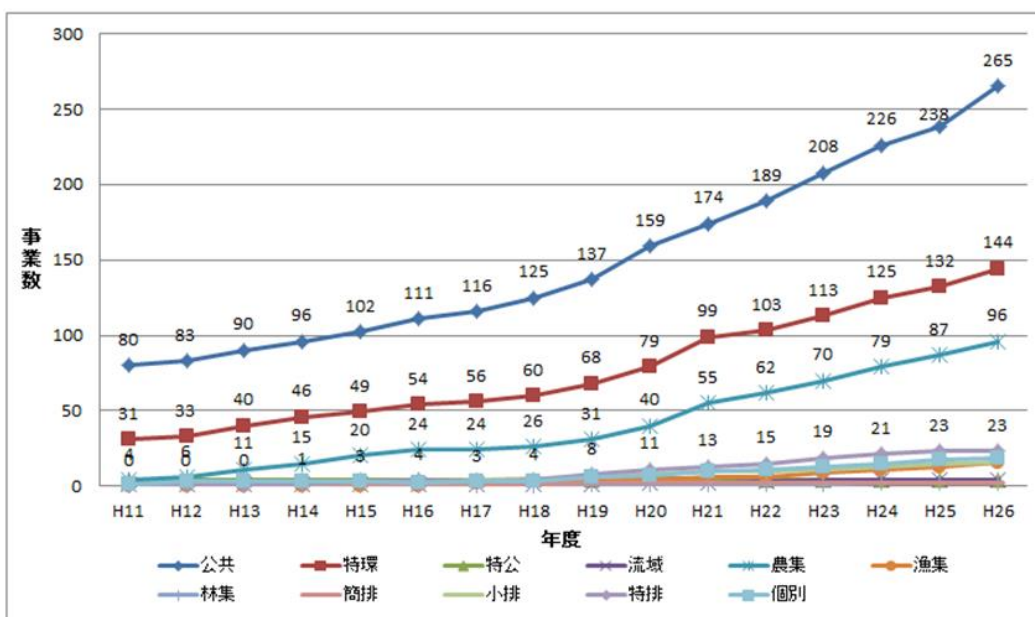
③ローリングの実施

「経営戦略」は、策定後も状況の変化に応じて、見直しを行う。

(7) 流域下水道事業における地方公営企業法適用の取組状況

平成 26 年度において、法適用下水道事業は 3,639 事業中 591 事業である。都道府県が管理運営する流域下水道事業では、茨城県、埼玉県及び東京都の 3 団体にとどまっております（流域下水道の建設・維持管理を受託している豊中市を除く）、公共下水道事業に比べて法適用が進んでいない。

下水道事業における各事業の法適用事業数の推移は、以下のとおりである。



(出典：「山形県流域下水道事業への地方公営企業法適用基本計画」)

総務省が平成 29 年 4 月 1 日現在で実施した、都道府県における公営企業会計適用の取組状況調査の結果は以下のとおりであり、平成 27 年度では「検討中」であった 6 県が平成 28 年度において「取組中」の段階に進んでおり、下水道事業を運営する都道府県の全て（地方債償還のみの事業や廃止事業等を除く）が公営企業会計を適用済又は適用に向けて取組中となっている。

山形県においても、平成 27 年度から公営企業会計の適用に取組中であり、「山形県流域下水道事業への地方公営企業法適用基本計画」を策定し、準備を進めている状況である。

○都道府県別取組状況(都道府県営下水道事業)

○:平成29年4月1日現在の状況
●:平成28年4月1日現在の状況

【下水道事業(公共下水道事業※1)及び流域下水道事業に限る。】

都道府県名	国勢調査人口(H22)	下水道事業(公共下水道事業(※1)及び流域下水道事業に限る。)を実施する団体	公営企業会計適用の取組状況					備考(※3)
			①適用済	②取組中	③検討中	④検討未着手	⑤その他(※2)	
北海道	5,506,419	◎		○●				流域②、特公②
青森県	1,373,339	◎		○●				流域②、特環②
岩手県	1,330,147	◎		○●				流域②
宮城県	2,348,165	◎		○●				流域②
秋田県	1,085,997	◎		○●				流域②、特環②
山形県	1,168,924	◎		○●				流域②
福島県	2,029,064	◎		○●				流域②
茨城県	2,969,770	◎	○●					流域①、特公①
栃木県	2,007,683	◎		○●				流域②
群馬県	2,008,068	◎		○	●			流域③→②
埼玉県	7,194,556	◎	○●					流域①
千葉県	6,216,289	◎		○●				流域②
東京都	13,159,388	◎	○●					流域①、公共①
神奈川県	9,048,331	◎		○	●			流域③→②
新潟県	2,374,450	◎		○●				流域②
富山県	1,093,247	◎		○●				流域②
石川県	1,169,788	◎		○	●			流域③→②
福井県	806,314	◎	○●					流域③、特公①
山梨県	863,075	◎		○●				流域②
長野県	2,152,449	◎		○●				流域②
岐阜県	2,080,773	◎		○●				流域②
静岡県	3,765,007	◎		○●				流域②
愛知県	7,410,719	◎		○●				流域②
三重県	1,854,724	◎		○●				流域②
滋賀県	1,410,777	◎		○●				流域②
京都府	2,636,092	◎		○●				流域②
大阪府	8,865,245	◎		○●				流域②
兵庫県	5,588,133	◎		○●				流域②
奈良県	1,400,728	◎		○●				流域②
和歌山県	1,002,198	◎		○●				流域②
鳥取県	588,667	◎		○	●			流域③→②
島根県	717,397	◎		○●				流域②
岡山県	1,945,276	◎		○●				流域②
広島県	2,860,750	◎		○●				流域②
山口県	1,451,338	◎		○	●			流域③→②
徳島県	785,491	◎		○●				流域②
香川県	995,842	◎		○●				流域②
愛媛県	1,431,493	-		○	●			流域③→②
高知県	764,456	◎		○	●			流域③→②
福岡県	5,071,968	◎		○●				流域②
佐賀県	849,788	-						
長崎県	1,426,779	◎		○●				流域②
熊本県	1,817,426	◎		○●				流域②
大分県	1,196,529	◎					○	特環⑤
宮崎県	1,135,233	◎					○	特環⑤
鹿児島県	1,706,242	-						
沖縄県	1,392,818	◎		○●				流域②
平成29年4月1日現在			44	4	38	0	0	2
平成28年4月1日現在			42	4	32	6	0	0

(※1) 公共下水道事業には、特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。
(※2) 「⑤その他」は、地方債の償還のみの事業、廃止予定事業等
(※3) 「流域」:流域下水道事業、「公共」:公共下水道事業(狭義)、「特公」:特定公共下水道事業、「特環」:特定環境保全公共下水道事業
①～⑤は取組状況(①適用済、②取組中、③検討中、④検討未着手、⑤その他)を表す。
(例)「流域②」は、流域下水道事業を実施しており、公営企業会計適用の取組状況は「②取組中」であることを表す。
(注) 2以上の下水道事業を実施している場合、取組が最も進んでいる事業を団体の取組状況として整理

(出典:総務省「公営企業会計適用の取組状況」別添2:都道府県別取組状況を監査人が加工)

2. 本県の地方公営企業法適用計画の概要

山形県の下水道事業は、今後、管渠及び処理場等の施設の老朽化に伴う多大な更新投資が必要となる一方で、人口減少等により下水道への流入水量が減少することに伴い収入が減少する等、経営環境が厳しくなることが見込まれる。

山形県の流域下水道施設においては、古い施設では供用開始から約30年が経過しており、今後、老朽化に伴う多大な更新投資が必要となる一方で、人口減少等により下水道への流入水量の減少に伴い収入が減少する等、経営環境が厳しくなることが想定される。

このような状況を踏まえ、山形県の下水道事業を取り巻く環境が大きく変化している中で、住民サービスの維持、向上を図りつつ、下水道事業経営の健全化・効率化を推進するためには、経営基盤の強化が不可欠であることから、山形県の流域下水道事業においても、経営基盤強化の取組として、以下の方針に基づき、法適化し公営企業会計を導入することとしている。

(1) 法適用の範囲⁷

山形県流域下水道事業の公営企業会計移行に当たっては、法の財務等に関する規定のみを適用（財務適用）する。

（理由）

今後、人口減少等に伴う下水道への流入水量の減少が予想される中で、下水道事業は経営の効率化が求められており、山形県においても県管理の流域下水道と市町村管理の公共下水道などとの広域化や下水処理で発生する下水汚泥の共同処理等、知事のもとで公共下水道担当者と流域下水道担当者が一体となり、県全体の下水道施策を推進する必要があることから、組織は現在のまま県土整備部とするのが合理的である。

また、組織の肥大化及び職員の増員を極力抑えることにより、法適用による経費の増加を最小限に抑えることができるとともに、現在のまま、公共下水道担当と流域下水道担当が一つの組織であることは、市町村にとっても県の窓口が一本であり、効率的である。

(2) 法適用の対象事業

山形県流域下水道事業を対象とする。⁸

(3) 法適用の期日

平成32年4月1日とする。⁹

(4) 財務規定が適用される場合の会計管理者の権限

「出納その他の会計事務及び決算に係るもの」（地方公営企業法第34条の2ただし書）の権限については、一部の事務を会計管理者へ委任することとする。¹⁰

⁷ 下水道事業を含む地方公営企業法の任意適用事業においては、財務に関する規定のみを適用する場合（財務適用又は一部適用という）と、財務規定のみでなく企業管理者の設置や組織・人事労務（職員の身分取扱い）に関する規定等、法の全てを適用する場合（全部適用という）を選択できる。

⁸ 山形県の下水道事業については、他に任意適用事業はなく、実質的に全ての事業に適用されることになる。

⁹ 集中取組期間（～平成31年度）中に法適用移行作業を完了するスケジュールとなっている。

¹⁰ 下水道事業に財務規定等を適用する場合、「管理者の権限のうち当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる」とされている。法適用後、出納・会計・決算事務は原則として公営企業へ移行されるが、会計管理者へ委任した範囲については、法適用前と同じ部局が事務処理を行うことになる。

(理由)

出納審査については、複数人による確認が必要であるのに対し、流域下水道事業会計だけのチェック体制を新たに下水道部局に構築することは非効率的である。

会計局は下水道部局よりも出納その他の会計事務のノウハウがあり、チェック体制も整っており、適正で効率的な事務執行が可能である。

(5) 資産の整理方針

原則、詳細整理手法を採用する。¹¹

(理由)

山形県においては、処理場施設を対象に設備台帳システム¹²を運用しており、同システムに登録されたデータの整理単位は詳細整理手法の単位と同等である。

また、設備台帳システムの資産単位と公営企業会計において管理する資産単位を同一にすることにより、設備台帳システムと固定資産管理システムとの連携を図ることができ、施設の保全・維持管理と経営管理を一体化し、精度の高いシミュレーションや分析等が可能となる。

さらに、処理場やポンプ場等の設備関係の資産の割合が高いため、改築更新の頻度も高くなると想定される。よって、除却資産の特定に係る事務を軽減することが円滑な固定資産管理に繋がると考えられるため、除却資産の特定を容易かつ正確に行えるように資産の登録時点で詳細な単位で整理することが有用である。

(6) 移行スケジュール

保有する固定資産の状況等を考慮し、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 ヶ年を準備期間とする。

¹¹資産単位の区分を標準的なレベルより詳細に行う手法をいう。山形県においては、雨水・汚水に区分の上、管路に関しては工事・管種口径別延長毎に整理し、処理施設・設備等に関しては内容を明確にした上で主要機器構成ごとに 1 資産とすることとしている。

¹² AMD B を利用したシステムである（第 4 「財産の管理状況」参照）。

3. 計画の進捗状況及び現況

山形県流域下水道事業における法適化のための移行スケジュールは以下のとおりである。

主な内容	H28年度		H29年度		H30年度		H31年度		H32年度 (企業会計移行)
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
法適用基本方針の検討									
基本計画の策定	■	■							
固定資産調査・評価									
調査基本方針の策定		■							
資産関連資料の収集		■	■	■	■	■	■	■	
決算書の整理			■	■	■	■	■	■	
工事関連情報の整理			■	■	■	■	■	■	
資産調査・整理			■	■	■	■	■	■	
資産評価							■	■	■■■
移行準備事務									
組織・体制の検討		■	■	■	■	■	■	■	
関係部局との調整事項整理		■	■	■	■	■	■	■	
職員研修の実施					■	■	■	■	
条例、規則等の制定・改正					■	■	■	■	
公営企業会計予算の編成				■	■	■	■	■	
打ち切り決算							■	■	■■■
公営企業会計システム整備									
システムの導入準備		■	■	■					
システムの導入					■	■	■	■	
システムの（試験）運用							■	■	■■■

(出典：「山形県流域下水道事業への地方公営企業法適用基本計画」)

上記のスケジュールは、以下の点を考慮の上、策定されている。

(1) 固定資産調査・評価

下水道事業が保有する固定資産の資料収集に加え、資産の計上漏れを防止するために決算書との突合等を行い、最終的な評価額を決定する必要がある。山形県では、流域下水道事業が保有する膨大な資産量を考慮すると、評価額の算出に3～4年程度の期間を要するとしている。

(2) 移行準備事務

移行期間の最終年度には、金融機関との協議¹³、条例・規則等の制定や改正、公

¹³地方公営企業は、その業務に係る公金の出納事務の一部を金融機関に取り扱わせることができ、その場合はこれらの金融機関を指定し告示しなければならない（地方公営企業法第27条但書、地方公営企業法施行令第22条の2第3項）。

営企業会計予算の編成・打ち切り決算¹⁴、導入システムの操作研修等、関係部局との調整・検討事項が多岐にわたるため、余裕を持って取り組む必要があるとしている。

(3) 公営企業会計システム整備

システム導入においては、法適用後の下水道事業の事務処理を検討の上、システムをカスタマイズする必要がある。また、導入するシステムを用いて法適用年度の予算編成を行うことから、このことを前提とした導入スケジュールが要求される。同時に導入するシステムの試験運用や、試験運用で見つかった問題点の検証作業を行う期間も想定し、早期に導入検討を行う必要があるとしている。

上記のスケジュールに対して、監査を実施した平成 29 年度中の進捗状況は、「5. 監査の結果」に記載のとおりである。

4. 実施した手続き

流域下水道事業の財産につき以下のような手続きを行った。

- ・流域下水道事業の地方公営企業法適用に係る基本計画について、その概要、進捗状況等、全般的なヒアリングを実施した。
- ・地方公営企業法の適用後に策定が予定されている「経営戦略」について、その基本方針のヒアリングを実施した。
- ・地方公営企業法の適用に伴い想定される消費税の削減効果について試算した。

5. 監査の結果

(1) 地方公営企業法の適用スケジュールの進捗状況について

ヒアリングの結果、監査実施時点での進捗状況をまとめると、以下のとおりであった。

項目	監査時点での状況	進捗の遅れ等
法適用基本方針の検討	基本計画策定済み	該当なし
固定資産調査・評価	調査基本方針は策定済み 資産関連資料・決算書・工事関連情報の収集、整理済み 資産調査・整理は委託業者により実施中、平成 30 年度までに完了予定 資産評価は平成 31 年度に実施予定	該当なし
移行準備業務	組織・体制を検討中	該当なし

¹⁴ 地方公営企業法適用にあたり出納整理期間がなくなるため、法適用日の前日をもって従前の会計年度を終了させることをいう（地方公営企業法施行令第 4 条）。

	関係部局との調整事項整理済み 職員研修の実施、条例・規則等の制定・改正、は平成 30 年度以降に実施予定 公営企業会計予算の編成は平成 29 年度中から取組中 金融機関の指定、打ち切り決算は平成 31 年度に実施予定	
公営企業会計システム整備	システム導入に係る基本方針は策定済み ベンダーの選定等、システム調達手続きは平成 29 年度中～平成 30 年度第 1 四半期に完了予定 システム構築、運用テスト等は平成 30 年度から実施し平成 31 年度までに完了予定	該当なし

(2) 「経営戦略」の策定について

山形県の流域下水道は昭和 62 年の供用開始から約 30 年が経過しており、今後、標準耐用年数 50 年の管渠の更新時期を迎えるため、およそ 20 年後から本格化する老朽化対策に相当の経費を要することが想定される。

このため、流域下水道事業では、平成 32 年度からの公営企業会計の適用に向けて平成 31 年度中に中長期的な「経営戦略」を策定することとしている。

まず、「山形県流域下水道事業への地方公営企業法適用基本計画」（以下「基本計画」という。）では、「経営戦略」の考え方として、以下の事項を掲げている。

①ストックマネジメントとの連携

施設の長寿命化、設備の一層の省力化や資源の更なる有効活用等コスト縮減策を検討する。

②市町負担金原価の見直しによる流域関連市町の負担の平準化・安定化

平成 32 年度からの市町負担金は、施設の再構築のための費用を負担金算定原価に加算し、その額を流域下水道事業会計に老朽化対策のための積み立てを行い、後年度の負担金単価の極端な上昇の抑制を図る施策を検討する。

③ローリングの実施

「経営戦略」は、策定後も状況の変化に応じて、見直しを行う。

次に、この考え方を踏まえ、「経営戦略」策定の基本方針として、「山形県流域下水道事業経営戦略（仮称）の策定について（案）」（平成 29 年 9 月 8 日 山形県県土整備部下水道課 以下「基本方針（案）」という。）を取りまとめている。

基本方針（案）における「経営戦略」策定にあたっての主な検討事項は、以下のとおりである。

①流域下水道事業の現状、課題及び見通しの整理

下水道普及接続の状況、施設・設備の老朽化対策、災害対策、経営状況等の現状及び課題を整理するとともに、それらを踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所等の公表データをもとに人口推計を行った上で、原単位・不明水率・整備計画・広域化などを勘案し、将来の汚水処理量の見通しを推計する。

②主要施策と取組の検討

①で把握した現状、課題に対応した施策及び取組みを検討し、その内容を盛り込む。

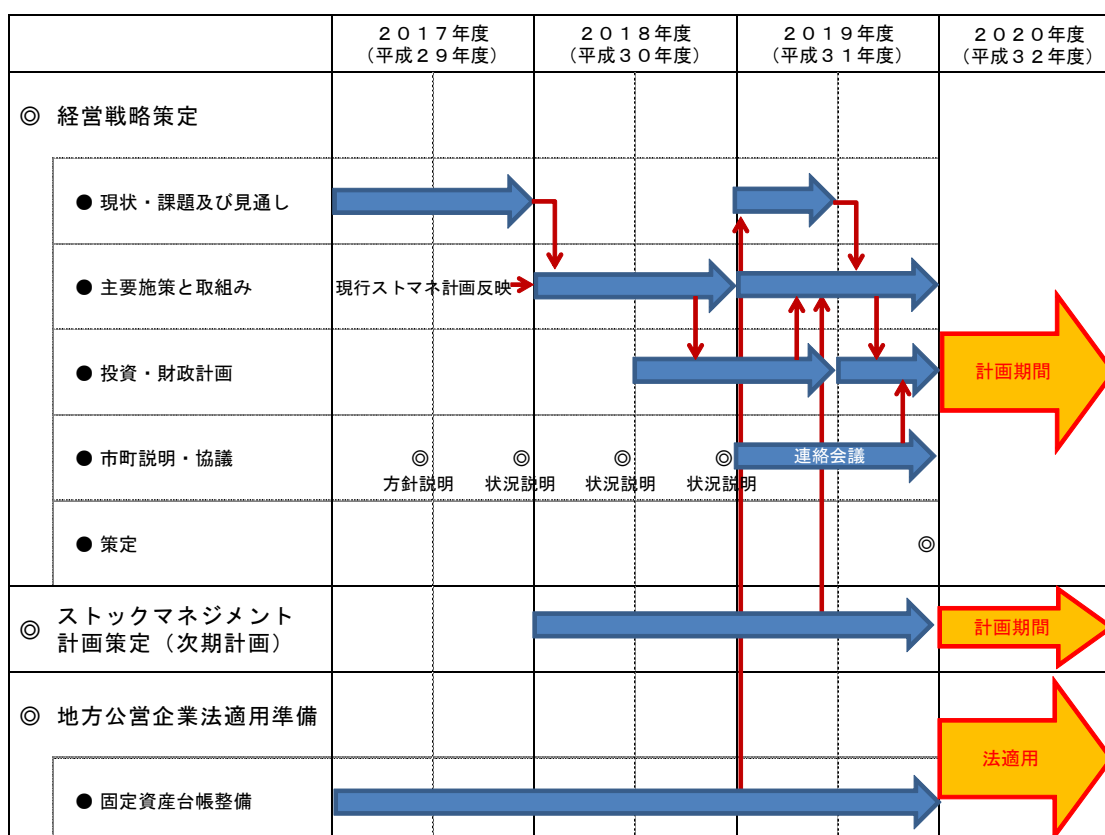
③投資・財政計画の策定

4 処理区毎に、施設の1 改築周期以上の長期シミュレーションを行い、計画期間の投資計画・収支計画を作成するとともに、資産維持費・資本費を含む負担金単価を算定する。

④市町への説明・協議

①～③については、その進捗に応じて適宜に流域市町へ説明を行う。

基本方針（案）における「経営戦略」の策定スケジュールは、以下のとおりである。



（出典：「山形県流域下水道事業経営戦略（仮称）の策定について（案）」）

今まで述べてきたとおり、現在、公営企業の経営環境が厳しさを増しつつある状況を踏まえ、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組む、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化に努めることが求められており、法適化の上企業会計ベースの経営を行う公営企業を増やしていこうとする流れは、単に統一的な財務会計制度を横並びに揃えることを企図するものではなく、企業会計によって明らかとなった情報（例えば資産や負債のストック情報や、減価償却費のようなコスト情報）をベースとして、事業の実態を正しく把握するとともに、それを踏まえて将来の投資・財務をどのようにしていく必要があるかを検討の上、適時に意思決定を行うことで、計画的かつ合理的な経営を実現せしめるところにその主たる意図がある。

したがって、法適用並びに公営企業会計の適用はゴールではなく、将来にわたっての持続的・安定的な企業経営の実現のため、中長期的な経営計画である「経営戦略」の策定と実行がより強く求められているといえる。

県の流域下水道事業においては、非法適ベースの「経営戦略」は策定・実行されていない。

これは、数年後の法適用に伴い企業会計ベースに移行することを踏まえ、法適用ベースで策定することが効率的であるとの考え方によるものであり、この考え方は一定の説得力を有するものではあるが、その分実行フェーズの開始が先送りとなっていることもまた事実であることから、スケジュールどおりに遅れることなく法適化と「経営戦略」策定に取り掛かる必要がある。

（速やかな経営戦略の策定について）

平成 32 年度から確実かつ適切に地方公営企業法への移行が円滑に進むよう、検討事項が多岐にわたる「経営戦略」の検討・策定を計画的に進められたい。【意見】

また、基本計画で述べられているように、ストックマネジメントと連携し、管路・施設・設備等の長寿命化・更新投資に関連する資産情報について公営企業会計を通じて「経営戦略」における財政・投資計画と整合させることは、非常に重要である。

（「経営戦略」に盛り込む財政計画・投資計画の策定について）

県の将来人口の減少に伴う処理量の減少及び施設・設備の更新投資の増大が見込まれることから、「経営戦略」に盛り込む財政計画・投資計画の策定にあたっては、適切な原価計算、更新投資の予測を行う必要がある。また、更なる経費節減など経営の効率化に努めた上で関連市町に説明し、事業に要する費用の適正な負担となるよう努められたい。【意見】

さらに、策定された「経営戦略」の実行と結果の評価にあたっては、経営努力の過程と結果を住民や議会へ開示し、事業コストの負担について理解を求めていくことも必要である。

（「経営戦略」の実行と結果の評価に関する適切な情報開示について）

地方公営企業法適用後の経営にあたっては、経営戦略に沿った目標を設定するとともに、進捗状況をPDCAの観点からモニタリングする仕組みを設けることによって、今後の経営改善に繋げていただきたい。その際には住民・議会への適切な情報開示を推進されたい。【意見】

（3）地方公営企業法の適用に伴う消費税等への影響について

88 ページに記載のとおり、地方公営企業法を適用する特別会計では、不課税収入である一般会計からの繰入金は、収益的収支（3条予算）に「補助金」として繰り入れるものと資本的収支（4条予算）に「出資金」として繰り入れるものに区分される。地方公営企業法を適用していない場合は、これらのうち収入の用途を明らかにしていないものは全て特定収入として取り扱われるが、地方公営企業法適用後は、前者については当該補助金の用途を減価償却費（特定支出）に充当する旨明らかにした部分、後者についてはその全てが、「特定収入以外の収入」として取り扱われる。

現状、流域下水道事業特別会計においては、出資金として繰り入れているものは明らかではなく、法非適用であるため当然に減価償却費の金額も不明であるが、資本費の算定上、法適用によって企業債の償還元金部分が減価償却費に置き換わることになることを踏まえると、一般会計繰入金のうち企業債の償還元金充当額については、規模感として減価償却費への用途特定の対象となりうる可能性が高いと考えられる。

そこで、過去3年間の「資産の譲渡等の対価以外の収入の用途について」（県知事名義で山形税務署長へ提出している書類）から、一般会計繰入金のうち企業債の償還元金に対応する部分の金額を抽出し、3年間の平均額を算出の上、これを減価償却費に充当する旨特定した場合の節税インパクトを試算した。

（単位：千円）

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	3 年平均
一般会計繰入金のうち、特定収入の額	491,332	427,266	499,078	472,559
うち、企業債償還元金分 - ①	342,528	332,233	379,745	351,502
課税売上割合 - ②	99.66%	99.63%	99.58%	99.62%
税率（一律 8%と仮定） - ③				8/108
影響額 - ①×②×③				25,939

もちろん、上記の試算は仮定に基づくものであるから、必ずこの結果が生じることは保証の限りではないが、試算の結果、特定収入の7割以上が減少し、26百万円弱の節税となる可能性がある。

一般会計繰入金の水準が大きく変わらなければ、この影響は法適用後、毎年度生じることになるので、トータルすると相当の資金を公営企業に留保することができ、財務内容の強化につながると考えられる。

以上のことから、スケジュールに遅れることなく、早期に地方公営企業法を適用することが望まれる。

(4) 地方公営企業法の適用後の課題について

(地方公営企業法適用後の体制整備について)

地方公営企業法の適用後は、新たな財務諸表の作成、管理体制の確立及びそれに基づくチェックなど、担当部署の仕事量が増加することが考えられる。平成29年度では流域下水道管理担当は3名である。この体制で適用後も十分な管理が行えるか検討の余地がある。

なお、県では企業局等、既に地方公営企業法が適用されているところがある。これらの管理体制等を十分参考にし、適切な管理体制の構築及び会計書類等の作成に努める必要がある。

地方公営企業法の適用後の仕事量を勘案し、現在の下水道管理の体制で対応可能かを検討することが望ましい。【意見】

(会計専門家の活用について)

地方公営企業法の適用により、決算に関する業務量の増大及び業務の複雑化が予測される。特に適用初年度は担当者が会計処理等の判断に迷うことも多いと考えられる。

また、適用後も人事異動により経験や知識の少ない職員が複雑な業務に当たらざるを得ない状況もありえる。決算業務や税務申告を適切かつスムーズに行うためにも外部の会計専門家を活用することを検討されたい。【意見】